特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者の

業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第５５条第２項に定める業務管理体制の整備に関する事項の届出に関し必要な事項を定める。

（業務管理体制の届出）

第２条　法第５５条第２項の規定による届出は、子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号。以下「規則」という。）第４６条第１項に掲げる事項について様式第１号により行うものとする。

（届出事項の変更の届出）

第３条　法第５５条第３項の規定による届出事項の変更の届出は、規則第４６条第２項に基づき、様式第２号により行うものとする。

（区分の変更の届出）

第４条　法第５５条第４項の規定による区分の変更の届出は、規則第４６条第３項に基づき、様式第１号により行うものとする。

附　則

　この要綱は、平成２７年５月２６日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和３年３月２９日から施行する。